

岡崎中央総合公園
多目的広場基本使用料金表

2026.4.1～

(円)

区分			早朝	午前	午後	全日	延長時間	
			6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	9時～16時30分	12時～12時30分 16時30分を超える 30分につき	
スポーツ に利用 する 場合	入場料金を 徴収しない場合	平日	2,500	3,750	4,390	8,140	610	
		土曜日、日曜日及び祝日	3,180	4,780	5,590	10,370	780	
	入場料金を 徴収する場合	営利を目的 としないとき	平日	7,500	11,250	13,170	24,420	1,830
			土曜日、日曜日及 び祝日	9,540	14,340	16,770	31,110	2,340
	営利を目的 とするとき	平日	22,500	33,750	39,510	73,260	5,490	
		土曜日、日曜日 及び祝日	28,620	43,020	50,310	93,330	7,020	
その 他の 場合	入場料金を 徴収しない場合	平日	5,000	7,500	8,780	16,280	1,220	
		土曜日、日曜日 及び祝日	6,360	9,560	11,180	20,740	1,560	
	入場料金を 徴収する場合	営利を目的 としないとき	平日	22,500	33,750	39,510	73,260	5,490
			土曜日、日曜日 及び祝日	28,620	43,020	50,310	93,330	7,020
		営利を目的 とするとき	平日	67,500	101,250	118,530	219,780	16,470
			土曜日、日曜日 及び祝日	85,860	129,060	150,930	279,990	21,060

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料金に類するものをいう。
2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。
3 「早朝」、「午前」又は「全日」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」又は「早朝」及び「全日」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとする。

※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び下記に掲げるとおりとする。
ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。
(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。
(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額

多目的広場附属設備使用料金表

(円)

区分	金額
電源	1 kwにつき 300
サッカー器具	1面 460
ラグビー器具	1面 460
手動式得点掲示器	1個 70
机	1個 70
椅子	1脚 30
テント	1張 460

備考 1 この表における附属設備使用料の額は、多目的広場基本使用料金表の金額欄に掲げる「早朝」、「午前」又は「午後」のそれぞれの単位による額とする。
2 「早朝」、「午前」又は「午後」の単位を合わせて利用する場合にあっては、「早朝」及び「午前」又は「午前」及び「午後」のそれぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。